

国の事業等に関する要望について

1 地方交付税等の地方一般財源の充実

地方交付税は、全国の地方自治体において基本的な行政サービスを住民に提供するために必要不可欠な地方固有の財源です。

平成23年度の地方財政対策では、経済が疲弊している地方において、住民への安定的な行政サービスの提供に必要な地方交付税などの一般財源総額の確保をぜひお願いします。

なお、地方交付税の算定にあたっては、地域間での自然的・社会的条件に未だに差異があることから、地域の実態にさらに踏み込んだ行政需要の的確な把握をお願いします。

また、地方交付税は、本来、国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方交付税のあり方が国の財政再建等の議論に左右されないよう、地方固有の財源であるということを確認されるよう要望します。

さらに、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において示された「ひも付き補助金の一括交付金化」に関して、施策の推進に支障をきたすことがないように、地方の財政需要に見合った必要総額を確保されるようお願いいたします。

2 児童保育費国庫負担金（保育所運営費負担金）等の確保

国においては、就学前教育・保育を総合的に行う、幼保一体化の検討がされている中、当町では、子育てを社会全体で支え、仕事と家庭の両立が可能な環境を十分に整備するための取組として、平成22年4月に、定員60名の民間保育所を開設し、公立保育所3ヶ所との連携により、待機児童の解消に努めているところです。

当民間保育所では、平成22年度中に、国の「安心こども基金」を活用し、定員を120名に増加するための施設整備を行うこととしています。

保育所は、子育てを支える住民生活に不可欠な福祉施設であり、今後とも、全国的な保育水準を確保し、地域格差を拡大させないため、保育所運営費負担金の確保・充実をお願いします。

また、保育所及び関連施設の耐震補強工事に対する補助がこれまでなかったため、関連予算の創設を要望します。

3 経営体育成基盤整備事業 齋宮地区の推進への支援

当町では、国営の宮川用水第二期事業が進行中で、平成22年度に関連の県営幹線用水路事業の計画策定費を計上し、平成23年度の新規採択を目指し、受益者との調整を進めているところです。

国においては、平成23年度における当該事業の採択及び関連予算の確保をお願いします。

4 社会資本整備の充実

(1) 伊勢湾西南海岸堤防の改修

昭和28年の台風13号及び昭和34年の伊勢湾台風で甚大な被害が発生したことを契機に整備された当海岸の堤防は、築造後50年が経過し、老朽化が進んでいることから、平成4年度から、国(国土交通省)の直轄により、松阪市松名瀬工区から伊勢市北浜工区までの約11kmの堤防の改修整備が行われているところです。

当町では、その内、4工区約5.7kmにわたって、整備が実施されてきているところです。

海岸災害から住民の安全を確保するため、海岸堤防改修の早期完成は不可欠であり、堤防・樋管の管理設備の設置等、予算の確保と計画の早期完成をお願いします。

さらに、旧漁港区域を国土交通省へ所管替えの手続きを進めており、この区間についても併せて、国直轄で整備されるようお願いします。

(2) 社会資本整備総合交付金の確保

当町では、国の社会資本整備総合交付金を活用して、狭あい道路の拡幅や小・中学校の通学路の安全強化など歩行者の安全な通行環境と利便性を向上する道路整備や雨水等による冠水対策等地域住民の生活に密着した事業を展開しています。

平成23年度においても、引き続きこうした事業を継続していくため、当該交付金の確保をお願いします。

また、交付金事業として実施する場合の道路構造令の適用について、地域事情を考慮した弾力的な運用ができるよう検討をお願いします。

(3) 道路予算及び道路財源の確保

当町では、国道23号線、鳥羽松阪線をはじめとする県道や町道の整備

が進んでいます。

昨今の交通量の増加に伴い、交通渋滞の緩和のために右折レーンの新設、幹線道路における交差点改良や歩行者の安全確保のための横断歩道の設置など様々な道路整備へのニーズが高まっています。

しかし、財政状況が厳しい中、県道を含め維持補修でさえ進まない状況が続いており、道路予算の確保と道路財源の確保をお願いします。

(4) 河川整備のための予算の確保

当町の中央部を流れる笹笛川については、平成20年度に暫定改修90 m^3/s の流下能力を確保し完了しました。しかし、この流量は1/5年の確率年であり、基本計画の1/30年の断面となっておらず、また、下流域では、改修から20年以上経過しており、河床の堆積、草木等の繁茂があり、流下能力に不安があります。

さらに、堤防の老朽化が進み、昨今の1時間あたり100ミリを超える降雨や台風・地震等に耐えられるのか不安でもあります。

このため、住民を災害から守るため、河川整備に対する予算の確保をお願いします。

(5) 宮川流域関連公共下水道の確保・充実

公共下水道については、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を目的として、生活排水を宮川流域下水道の関連公共下水道1処理区(宮川処理区)で処理することとしています。

宮川流域下水道は、伊勢市、玉城町、明和町の1市2町の下水道整備計画により、平成12年度から事業着手し、伊勢市及び玉城町において流域幹線管路工事を実施しています。

当町は、暫定施設である明和浄化センター(フレックスプラン)を建設し、現在、約1,000戸、約3,200人の生活排水を処理している状況であり、流域幹線管路の到達時に流域下水道への接続を予定しています。

もし、当町への幹線管路工事の進捗が遅れることがあると、今後の流入量の増加に伴い、暫定施設である明和浄化センターへの投資が必要となり、多額の費用が必要となってきます。

こうしたことから、流域下水道事業の事業計画に沿った幹線管路の整備ができるよう社会資本整備総合交付金事業等の充実や起債対象額の堅持をお願いします。

(6) 農業集落排水事業予算等の確保・充実

農業集落排水事業については、農村の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を目的として、農業集落排水処理施設 2 処理区（下御系処理区、上御系・下御系処理区）で処理することとしています。

農業集落排水事業の下御系処理区は平成 13 年度に整備完了し、現在、上御系・下御系処理区の事業を実施しているところです。

平成 23 年度以降は、管路施設の工事（約 17.6 km）に引き続き取り組むとともに、処理施設の工事等に着手することとしています。

このため、農山漁村地域整備交付金や起算対象額の堅持等による財政支援をお願いします。

(7) 合併処理浄化槽関連予算等の確保・充実

当町では下水道整備の遅れから、合併処理浄化槽により、生活環境の保全、公共用水域の保全を図っており、今後とも国の循環型社会形成推進交付金及び地域再生基盤強化交付金を活用できるよう、国の支援策について継続されることをお願いします。

5 国史跡斎宮跡の整備への支援

(1) 史跡等買上事業への支援

斎宮跡（137.1ha）は、昭和 54 年 3 月に国史跡の指定を受け、当町では、史跡保存のために国及び県の支援を受けて、史跡の公有化を進めています。

平成 22 年 3 月末現在、約 325,000㎡を取得し、公有化予定地区の約 67%まで進んでいます。

引き続き公有化を進めるためには、国及び県の支援は必要不可欠であり、一層の財政的支援をお願いします。

(2) 史跡用地買上に伴う税制措置の改正について

大規模所有者の土地の公有化を促進するため、譲渡所得の特別控除額を 2,000 万円から 5,000 万円に引き上げられるようお願いいたします。

(3) 発掘調査等への支援

斎宮跡解明のための発掘調査は、三重県が計画的に行い、明和町は、個

人住宅等の現状変更に伴い、保護・保存するための調査を行っています。

当町が行う発掘調査については、個人への費用を負担させないよう、国及び県の支援を受けて進めており、引き続き、財政的支援をお願いします。

また、買上げを行った公有地の面積増大に伴う維持管理費（町単費）が毎年増加しており、町財政を逼迫していることから、国からの財政支援の創設を要望します。

（４）歴史的風致維持向上計画の認定及び関連予算の確保

当町には、斎宮跡を核として、町内外に情報発信し、町の活性化を図る施設として、斎宮歴史博物館及びいつきのみや歴史体験館などが整備され、今後は実物大の建物の復元が計画されています。

しかし、アクセス道路、排水路整備、物産館や宿泊などの観光施設等の整備が遅れ、当町では、周辺整備を促進するため、歴史まちづくり法に基づく「明和町歴史的風致維持向上計画」の認定に向け取り組んでおり、認定に向けた支援及び関連予算の確保をお願いします。